入札参加業者の皆さんへ　　（１）

建設リサイクル法施行に伴い、法第１３条及び省令第４条に基づき、工事請負契約書に下記の１から４の４項目について、明記することになっておりますので、入札価格積算にあたり、見積りを行っておいてください。

※見積項目
１　分別解体の方法
２　解体工事に要する費用
３　再資源化等をするための施設の名称及び所在地
４　再資源化等に要する費用

項目	受注者側が見積を行う内容
1 分別解体の方法	□手作業 □機械併用の作業 いずれかの方法をチェックする。（(２)参照）
2 解体工事に要する費用	(２)・(３)を参考に見積を作成する。 対象工事費 ・構造物の取壊費用 ・現場から搬出するための積み込み作業の費用 全ての建設資材の品目の合計の費用　＿＿＿＿＿＿＿＿円 直接工事費（税抜き）
3 再資源化等の施設名称	実際に再資源化の処理を考えている施設 ・該当する特定建設資材の品目毎の処理を受け入れる施設の名称 ・複数でも可
4 再資源化等の費用	(２)・(３)を参考に見積を作成する。 対象工事費 ・再資源化に要する費用 ・廃棄物の運搬費用 該当する特定建設資材の品目の合計の費用　＿＿＿＿＿＿＿＿円 直接工事費（税抜き）
備考	建設リサイクル法に定める特定建設資材 ・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト・コンクリート この４品目を廃棄物として処分する時は、建設リサイクル法により、分別解体・再資源化等が義務付けられています。 請負工事契約金額が５００万円以上（税込）の工事が対象となります。

1　分別解体の方法（該当する□にチェックする）　（2）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　程	作業内容 （工事の有無）	分別解体等の方法 （解体工事がある場合チェック）
	1　仮設	仮設工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	2　土工	土工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	3　基礎	基礎工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	4　本体工事	本体構造の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	5　本体付属品	本体付属品の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	6　その他 （　　）	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2　解体工事に要する費用（解体工事がある場合に記載する）

分別解体に要する費用　□有　□無

品　目	数　量 （t、立方メートル）	単　価 （円／t、立方メートル）	工事費 （円）
コンクリート			1
コンクリート及び 鉄からなる建設資材			2
木材			3
アスファルト・ コンクリート			4

積み込みに要する費用　□有　□無

品　目	数　量 （t、立方メートル）	単　価 （円／t、立方メートル）	工事費 （円）
コンクリート			5
コンクリート及び 鉄からなる建設資材			6
木材			7
アスファルト・ コンクリート			8

上記の工事費１～８の合計額が解体工事に要する費用となります。
上記以外の建設資材を分別解体するように仕様書にありましたら、その資材についても分別解体及び積み込みに要する費用の見積りを行い、合計額を算出してください。

３　再資源化をするための施設の名称及び所在地（複数でも可）　（３）

品　目	施設の名称	所在地
コンクリート		
コンクリート及び鉄からなる建設資材		
木材		
アスファルト・コンクリート		

複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に作成してください。

４　特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

再資源化等に要する費用

品　目	数　量（t、立方メートル）	単　価（円／t、立方メートル）	工事費（円）
コンクリート			1
コンクリート及び鉄からなる建設資材			2
木材			3
アスファルト・コンクリート			4

運搬に要する費用

品　目	数　量（t、立方メートル）	単　価（円／t、立方メートル）	工事費（円）	備考（運搬距離等）㎞
コンクリート			5	
コンクリート及び鉄からなる建設資材			6	
木材			7	
アスファルト・コンクリート			8	

上記の工事費１～８の合計額が解体工事に要する費用となります。
複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に計算を行ってください。

５　その他

この見積りは、建設リサイクル法第１３条および省令第４条に基づき、請負工事の契約に際し、発注者と受注業者が説明・協議を行い、分別解体・再資源化について適切に実施するため、４項目について書面での双方確認を行うものです。